

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

1. 経緯等

(1) 経緯

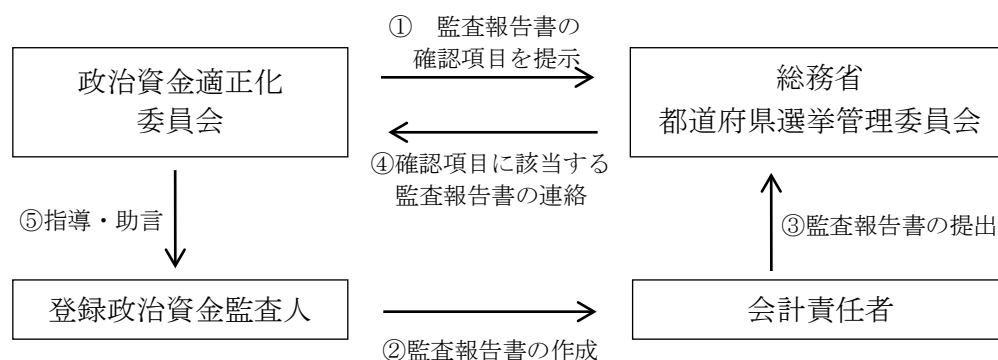
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

(2) 個別の指導・助言の取組の概要（平成26年12月第5回委員会決定事項）

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。詳細は以下のとおりである。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



【取組の目的】

政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取

組の結果、都道府県選管等における形式審査業務について、将来的には効率化が期待できる。

【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「政治資金監査の前提となる収支報告書（支出に係る分に限る。）の表計が合っていないもの」とで構成。

具体的な確認項目は以下のとおり。

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない
- ②国会議員関係政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書の様式（その1）と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの（確認項目①～⑨）については、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。

イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの（確認項目⑩）については、最初の受付時点で該当するものを報告。

ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

注 当委員会への報告に当たって補正前の政治資金監査報告書等の写しの添付を求めている。

【委員会での取扱い】

個別の事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。

【個別の指導・助言の対象】

ア 確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対

象。

イ 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

【個別の指導・助言の手法】

委員会での審議後速やかに、対象となった登録政治資金監査人に対して、以下の文面の文書により個別の指導・助言を実施。

ア 確認項目については、該当した確認項目に応じた個別の指導・助言の文面

イ 確認項目以外については、当該報告内容に応じた個別の指導・助言の文面

【関係士業団体との連携・協力】

当委員会からの直接の指導・助言に加え、関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への文書の送付や広報誌等への掲載を依頼。

2. 都道府県選管等からの報告の状況

都道府県選管等からの報告の概況 : 別紙1-1のとおり

都道府県選管等からの報告の一覧 : 別紙2のとおり

注 個別の指導・助言を行うに当たっては、その裏付けとなる補正前の政治資金監査報告書等の写しが手元にあることが必要であることから、期限までに都道府県選管等からなされた報告にこれらの添付があるものを集計。

3. 個別の指導・助言の要否等（今回委員会での審議事項）

(1) 確認項目に関するもの

ア 個別の指導・助言の要否

確認項目に関する報告については、すべて個別の指導・助言の対象とする。

イ 個別の指導・助言文書（案）

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、12月下旬以降、個別に指導・助言文書を送付する。文案は、別紙3のとおり。

(2) 確認項目以外に関するもの

ア 個別の指導・助言の対象とするか否かを検討する際の留意点

(ア) 確認項目のうち政治資金監査報告書に係るもの（確認項目①～⑨）

の取扱いとのバランスをとる必要があることから、確認項目以外に関するものについても、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って個別の指導・助言の対象とすべきである。

- (イ) 都道府県選管によって報告の対応が異なることも想定されるため、同一の内容であっても、都道府県選管等からの報告の有無によって、個別の指導・助言をするか否かという対応が分かれる可能性があり、当委員会としての統一性・公平性及び登録政治資金監査人の納得性の観点からの検討が必要である。
- (ウ) 個別の指導・助言の要否を判断するに当たっては、次回取組における確認項目への追加の要否や、追加した場合における確認項目のチェックや当委員会への報告に係る都道府県選管等の事務負担についても考慮する必要がある。
- (エ) 個別の指導・助言は今回が初の取組であり、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組の状況を踏まえて検討することも考えられる。

イ 報告内容に関する検討

- (ア) 政治資金監査報告書に係るもの（別紙1-1「2. 確認項目以外に関する報告」のNo. 1～5）
 - 別紙1-1に示した報告状況のとおりであり、確認項目①～⑨とのバランスに鑑み、個別の指導・助言の対象とすることは適当でない。
- (イ) 収支報告書に係るもの（別紙1-1「2. 確認項目以外に関する報告」のNo. 6、7）
 - i) 収支報告書と領収書等の写しとの不整合など、今回確認項目以外に関するものとして報告された事項についての確認は、都道府県選管等において必ずしも求められているものではなく、当委員会としての統一性・公平性及び登録政治資金監査人の納得性の観点から問題がある。
 - ii) 今回確認項目以外に関するものとして報告された事項を確認項目に追加し、すべての都道府県選管に確認を求めることは、事務負担が過重となることを考慮すれば適当とはいえない。

iii) 本取組は本年から始まったばかりであり、今回の結果を受けた関係者への注意喚起の取組や都道府県選管等との意見交換、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組の状況なども踏まえ、上記事例の取扱いを検討してはどうか。

(ウ) 以上から、今回は、確認項目以外で報告された上記の（ア）及び（イ）の事例については、個別の指導・助言の対象とはしない。

ただし、以下のような取組により、当該事例について注意喚起を図っていく。

i) 当該事例に係る登録政治資金監査人に対しては、都道府県選管等から報告を受けた旨を事務局から連絡

ii) 登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対しては、逸脱事例の周知、フォローアップ研修での説明等

(3) 個別の指導・助言の実施件数（案）

個別の指導・助言の実施件数：別紙4のとおり

注 上記の実施件数とは、期限までに都道府県選管等によりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした件数である。

4. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていくこととする。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等を記載した周知文書（別紙5参照）を送付

(2) 都道府県選管に対する周知

都道府県選管に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供

(3) 関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

(4) フォローアップ研修における対応

逸脱事例について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明

5. 平成27年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての対応

個別の指導・助言の取組は、政治資金監査の質の向上を図っていくものであり、継続的に行う必要がある。また、本取組による成果を確認するためには、政治資金監査報告書の記載状況等についてどの程度改善が図られたかを把握する必要があるため、

- (1) 平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組についても、同じ確認項目で継続して本取組を行うこととし、都道府県選管等に対して協力を求める（今後のスケジュールについては別紙6のとおり）。
- (2) 平成28年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組については、平成26、27年分の実施状況や都道府県選管の意見等も踏まえ、検討することとする。